

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成について

（１）目的

建設資材を搬入または建設副産物を搬出する建設工事において、再生資材の利用状況や建設副産物の再資源化状況等を把握し、リサイクルの徹底を図ることを目的として行なう。（根拠：「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」）

（２）対象工事

再生資材を搬入する工事^{*1}、または建設副産物を搬出する工事、全てを対象とする。（搬入、搬出量は問わない。）

（※1 土砂、再生加熱アスファルト混合物、再生砕石を搬入する工事を対象とする。）

（３）作成様式および作成時期

（２）の対象工事について、**再生資源利用計画書（様式１）**及び**再生資源利用促進計画書（様式２）**を元請業者が工事着手前に作成し、工事監督員の確認を受ける。

ただし、請負金額５００万円以上の工事の場合は、施工計画書に含めて提出する。

工事完了時には、**再生資源利用実施書（様式１）**及び**再生資源利用促進実施書（様式２）**を作成し、工事監督員に提出するが、片方の様式で該当する資材や副産物がない場合も空欄で提出する。

なお、建設リサイクル法対象工事においては、**再生資源利用実施書（様式１）**及び**再生資源利用促進実施書（様式２）**により、法第１８条に基づいて適切に対応する。

（４）提出書類の作成方法

再生資源利用計画書（様式１）

再生資源利用促進計画書（様式２）

については、Excel ファイル「再生資源利用【促進】計画書（実施書）様式１，２（令和対応版）」で作成する。

【ダウンロード先】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

（５）記入要領

（４）ダウンロード先の記入例を参照し、「再生資源利用計画（実施）書（様式１）」「再生資源利用促進計画（実施）書（様式２）」を記入すること。

（裏面へつづく）

(6) 電子データの取り扱い

受注者は、(3) で提出した再生資源利用実施書(様式1)、再生資源利用促進実施書(様式2)の電子データを情報共有システム等により、工事監督員へ提出すること。(竣工資料提出時)

(様式1)、(様式2)全て Excel ファイル。

工事監督員は、受注者から提出された(様式1)、(様式2)の Excel ファイルの内容確認・修正等を行う。

(様式1)、(様式2)をプリントアウトし、発注担当者チェック欄に押印のうえ竣工資料に添付して、竣工検査を受検する。

監督員は、技術企画課から登録データの集約依頼があった場合には、依頼文に記載している期間のデータを提出し、技術企画課では登録データの集計・実態把握を行い、リサイクル推進の基礎資料とする。

表7 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材（採取土、購入土）	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土（土質改良プラントからの購入土）（第1～4種改良土）	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土（第1種改良土～第4種改良土） ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土（第1～4種建設発生土、浚渫土以外の泥土）	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表9参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土（第1～4種処理土）	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの（第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土）
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	コンクリート	コンクリート用再生骨材 H、M、L を用いた生コンクリート
上記以外の生コンクリート（新材も含む上記以外の全て）		「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた生コンクリート又は、新材骨材を用いた生コンクリート
コンクリート用再生骨材 H、M、L を用いたコンクリート二次製品（有筋、無筋を問わず）		PC板、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず原材料がコンクリートで造られた製品のうち、コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いたものを記入。
上記以外のコンクリート二次製品（新材も含む上記以外の全て。有筋、無筋を問わず）		「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いたコンクリート二次製品又は、新材骨材を用いたコンクリート二次製品
木材	板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など角材、集成材（ボード除く）、植生基盤材など（植栽用の樹木は除く）。	
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリートには、次の品目がある。 ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物	
砕石	鉱さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破碎した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に応じて補足材料を加えて混合した路盤材料（再生クラッシャーラン）
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破碎した石。天然のままの、加工していない石。
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 ・粒度調整砕石 （一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材（再生粒度調整砕石）） ・単粒度砕石 （均一の粒度となるよう調整した砕石）

表 8 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)		定 義	
建設 廃 棄 物	がれ き類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
		アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
	木く ず	建設発生木材 A (柱、ボードなどの木 材が廃棄物となった もの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃 棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
		建設発生木材 B (立木、除根材などが 廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ※ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥		<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね 200kN/m²(2kgf/a)以下または一軸圧縮強さが 50kN/m²(0.5kgf/a)以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバー工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株ぎょうせい (1990.6.20 発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2 厚生省衛産 37 号)
	金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
その他分別された廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)	
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの	
建設 発生 土	表 9 参照 第 1 種建設発生土 ～浚渫土 (建設汚泥を除く)	・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土	

注 1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注 2) 一般廃棄物は対象外です。

注 3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断してください。

但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注 4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表9 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		含水比 (地山) W _n (%)	実態調査上の区分
			大分類	土質		
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ずる物	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	第1種建設発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}		
	第1種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及びこれらに準ずる物	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	第2種建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第3種建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずる物〔第3種建設発生土を除く〕	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第4種建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土
泥土	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	泥土 (浚渫工事に伴う泥土は浚渫土)
	泥土b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

注) 掘削方法による区分の考えは、次のとおり。

- ・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
- ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。

実態値がない場合には、換算表（表 10）を参考にして記入してください。

表 10 〈参考〉重量換算係数（ t/m^3 ）

品目	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ^{※注2}
	建廃ガイドライン値 ^{※注1}	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30 ^{※注3}	0.26
砕石	—	—	2.0 ^{※注4}	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ^{※注5} (kg/m^3) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8 ^{※注6}		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『建設廃棄物処理ガイドライン』厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物（環境省）：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』（環産廃発第 061227006 号）の別添 2 に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は（社）建築業協会及び（社）全国産業廃棄物連合会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『道路橋示方書・同解説』（社）日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) （一社）石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表11 指定利用等の定義

区分	具体的説明
指定利用等 A	発注時に発注者から搬出先を指定されたもの
指定利用等 B	発注時には発注者から搬出先を指定されていないが、 発注後に設計変更し発注者から搬出先を指定されたもの
自由処分	発注者から搬出先が指定されないもの

※発注時に発注者から搬出先を指定されていたが、設計変更で搬出先が変更された場合は、「指定利用等 A」とする。

表 12 搬出先種類の定義（1）

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1 売却	<ul style="list-style-type: none"> 搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2 他の工事現場（内陸）	<ul style="list-style-type: none"> 内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3 他の工事現場（海面）	<ul style="list-style-type: none"> 海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4 土質改良プラント 5	<ul style="list-style-type: none"> 土質改良プラントへの搬出（再利用される工事予定の有無にかかわらず） ※国登録ストックヤードについては、表 12（2）参照
6 スtockヤード（工事予定地 7 を含む） （再利用の目的がある場合）	<ul style="list-style-type: none"> 工事計画及び事業計画等（農地の高上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む）がある予定地（仮置場）へ搬出した場合 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合 ※国登録ストックヤードについては、表 12（2）参照
8 スtockヤード（工事予定地 9 を含む） （再利用の目的がない場合）	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の一時保管場所（仮置場）、積換施設への搬出で、再利用の目的がない場合 ※国登録ストックヤードについては、表 12（2）参照
10 採石場・砂利採取跡地等復旧 事業	<ul style="list-style-type: none"> 碎石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
11 廃棄物最終処分場 （覆土としての受入）	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
12 廃棄物最終処分場 （覆土以外の受入）	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
13 土捨場・残土処分場	<ul style="list-style-type: none"> 公共、民間を問わず建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

表12 搬出先種類の定義（2）

区分	具体的説明
国登録ストックヤード	資源有効利用促進法省令の改正により、令和5年5月より登録スタートした「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤード
国登録ストックヤード以外	上記の「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録していないストックヤード

表 12 搬出先種類の定義（3）

建設廃棄物の場合																									
コード	定義																								
1 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）																								
2 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）																								
3 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合																								
4 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント																								
5 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設の種類の種類</th> <th>主な再生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）</td> <td>建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）</td> <td>再生砕石</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材（木くず）</td> <td>チップ化施設、選別施設処理施設</td> <td>木材チップ</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td> <td>流動化処理土 改良建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）</td> <td>ペレット、再生油、 固形燃料</td> </tr> <tr> <td>廃塩化ビニル管・継手</td> <td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td> <td>塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>廃石膏ボード処理施設</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td> <td>選別施設</td> <td>土砂、コンクリート塊、 木くず、廃プラ等の 単品</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土 改良建設汚泥	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、 固形燃料	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、 木くず、廃プラ等の 単品
	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材																						
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石																						
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ																						
	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土 改良建設汚泥																						
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、 固形燃料																						
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管																						
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード																						
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、 木くず、廃プラ等の 単品																							
建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																								
建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設																								
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																								
6 中間処理施設（サーマルリカバリー）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリカバリー）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。																								
7 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材（木くず）又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの																								
8 廃棄物最終処分場	（廃棄物処理法で規定された）内陸型・海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出																								

注：搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せ下さい。

【用語集】

- ①発注機関：元請業者に工事を発注した機関等を記載してください。
- ②発注担当者：工事の主任監督員、監督員など、工事の内容を把握している監督員を記載してください。
- ③法人番号：国税庁が法律に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。
※国税庁法人番号公表サイト：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ④請負会社：元請業者の会社名を記載してください。電話番号や E-mail の連絡先は、工事内容の問合せ時に連絡が取れる番号等にしてください。工事責任者は、現場代理人などを記載してください。調査票記入者は、実際に調査票を記入した方を記入してください。なお、工事内容の問合せを行うことがありますので、内容を把握された方が記入してください。
- ⑤工事名：契約書に記載された工事名を記載してください。なお、契約書に記載されている工事名に個人名などが含まれる場合は、記載する必要はありませんが、工事内容の問合せを行った際、工事が特定できるようにしてください。
- ⑥請負金額：契約書に記載された請負金額（税込）を万円単位で記載してください。
- ⑦延床面積：建築工事、解体工事にのみ記載してください。記入する延床面積は、建築基準法第十五条で報告した延床面積を記入してください。
- ⑧土質区分：建設発生土の土質区分には、第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土、第4種建設発生土、及び粘土があります。土質材料の工学的分類は、表9を参照してください。また、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日）によると、次のような適用用途となっています。

表13 発生土適用用途標準

	第1種 建設発生土	第2種 建設発生土	第3種 建設発生土	第4種 建設発生土	粘土
工作物の埋戻し	◎	◎	○	○～△	△～×
建築物の埋戻し	◎	◎	◎	○	○～×
土木構造物の裏込め	◎	◎	○	△	△～×
道路用盛土（路床）	◎	◎	○	△	△～×
道路用盛土（路体）	◎	◎	◎	○	○～△
河川（高規格堤防）	◎	◎	◎	○	○～×
河川（一般堤防）	○	◎	◎	○	○～×
宅地造成	◎	◎	◎	○	○～×
公園・緑地造成	◎	◎	◎	○	○～△
鉄道盛土	◎	◎	○	○～△	△～×
空港盛土	◎	◎	◎	○	○～×
水面埋立	◎	◎	◎	◎	○～△

※各種の建設発生土には、各種改良土を含む

※◎：そのまま使用可能なもの。

○：適切な土質改良を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不備なもの

- ⑨コンクリート用再生骨材：コンクリート構造物を解体する際に発生したコンクリート塊を原料として、破碎や磨砕や選別等の処理を行って製造するコンクリート用骨材のこと。物性値により3種類H、M、Lにランク分けされています。記入ミスが多いため、記入の際、資材供給元に必ずご確認ください。
- ⑩現場内利用：「現場内利用」とは、例えば建設工事現場から発生した建設発生土を、建設工事現場から搬出せずに、当該建設工事現場内で埋戻材などとして利用した行為です。したがって、「現場内利用」を行った場合は、「建設資材利用実績」（表面）及び「建設副産物発生実績」（裏面）の両方に「現場内利用」の記載が必要です。
- ⑪指定利用等：建設発生土などが発生する場合、発注者が適正な搬出先を指定（適切な費用負担も含め）することが、適正処理につながります。指定利用等については、表 11 を参照ください。
- ⑫運搬距離：建設工事から搬出先までの実際の運搬距離を記載してください。なお、直接距離ではありません。
- ⑬国登録ストックヤード：資源有効利用促進法省令の改正により、令和5年5月より登録スタートした「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録したストックヤードです。
登録の有無は、国土交通省のホームページを参照ください。
※https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html
又は「国土交通省 スtockヤード運営事業者」で検索してください。